
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 1 号「下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、平成 25 年 5 月の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の公布により、国民一人一人に 12 桁の個人番号が付与されるマイナンバー制度が導入され、平成 27 年 10 月からマイナンバーカードの交付が始まり、そして平成 28 年 1 月からはマイナンバー利用が開始されるところです。

このマイナンバー利用に際し、番号法に規定されていない法定事務以外の自治体独自の事務への利用については、それぞれ条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであり、このことによって、町における事務手続きが簡素化され、迅速的確な行政サービスを図ることができるものです。

主な条文として、第 1 条では趣旨について、第 2 条では定義について、第 3 条では町の責務について、第 4 条では個人番号の利用範囲について、第 5 条では個人情報の提供について。

附則では、平成 28 年 1 月 1 日からの施行日と施行日前での準備行為をすることができることを規定するものです。

担当課長などからの説明のもとに審査を行った結果、総務産業常任委員会として次の意見を付します。

「下川町における条例の体系は整理されていないことから、今後、条例の制定、改正などに当たっては、体系を整理すべきである。」

以上、当委員会として意見を付して「原案どおり可決すべきもの」と決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第1号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第6号「平成27年度下川町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。
本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けた、議案第6号 平成27年度下川町一般会計補正予算（第6号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第6回目の補正予算で、歳入、歳出ともに2,248万円を減額し、予算総額53億7,917万円とするもののほか、債務負担行為補正と地方債補正です。

今回の補正は、緊急を要するもの並びに事務事業の確定及び見込みによるものです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要説明を受け、その後、所管課長などから詳細説明を受けました。また、公有財産購入費が計上されている森林管理署旧職員官舎等の現地調査を行いました。その主な内容と質疑・答弁、そして意見等について報告します。

まず、債務負担行為ですが、議案書20ページです。

第2表「債務負担行為補正」の上名寄第1公区会館などの指定管理料ですが、平成28年度から平成32年度までの5年間の限度額を設定するものです。

委員から「現状5年間の指定管理料との限度額の差額理由について」などの質問に対し、「現状5年間の水道料、電気料、燃料の実績を基に草刈りと除雪経費を加算した。」との答弁がありました。

委員から「公区会館を持たない所で使用料を払っている場合がある。公平な扱いが必要である。」との意見がありました。

次に地方債補正ですが、議案書 21 ページです。

第 3 表「地方債補正」の末広ファミリーパーク整備事業債は、当初限度額として過疎債 2,160 万円を計上していたが、上川総合振興局と道庁との協議の結果、過疎債適用の要件を満たさないことから減額補正し、整備事業の財源については一般財源を充当するものです。

次に歳出ですが、事項別明細書 6 ページです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 財産管理費、節 17 公有財産購入費 1,050 万円が計上されております。森林管理署旧職員官舎用地及び官舎購入に係る経費で、緑町の土地 2,582.7 m²、建物…木造平屋 2 棟 2 戸、コンクリートブロック造り二階建て 1 棟 4 戸を購入するものです。

委員から「購入の経緯、購入後の民間への払い下げなどについて」の質問に対し、「2 年前、森林管理署から購入意向についての照会があった。定住対策のため、購入希望を伝えてあった。この度、農林水産省所管の当該施設等について財務省への移管手続きが完了し、町から購入価格を提示して購入協議が整った。購入後は 28 年度に内部を改修し、町営住宅として利活用していきたい。改修費用の財源は過疎債を充当できるのではないかと購入時の利用計画で町営住宅として活用することとしているので、民間への払い下げは想定していない。」との答弁がありました。

次に 9 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生費、節 19 負担金、補助及び交付金 53 万円が計上されております。子宮頸がんワクチン接種後の症状に対する支援として、対象者に対し医療費及び医療手当を支給しようとするものです。

委員から「支給の考え方、遡及时期、条例化などについて」の質問に対して、「適切な医療を受けていただきたいとの趣旨である。闇雲に遡及するのではなく経済的負担を考えて遡及していく。4 月まで遡及する。条例の場合、権利を制約することとなる。接種者は約 100 人、現時点で症状が出て町へ申し出ている人は 1 人。」などの答弁がありました。

委員から「遡及时期は 4 月からではなく、医師の診断などを基に判断すべきではないか。お見舞的要素が強いのではないか。今後、こうした接種に当たっては町独自で詳細情報を入手して情報提供するなど、自己判断で良い決定を得るため、第 2 の意見（セカンドオピニオン）を求める仕組みが必要でないか。支援実施要綱を設定するとしているが、精査する必要がある。」などの意見が出されました。

款 5 農林業費、項 1 農業費、目 2 農業振興費、節 19 負担金、補助及び交付金、経営体育成支援事業補助金の減額 363 万円が計上されております。

当初予定していた道補助が不採択となり、関係分 600 万円を減額、そして関係分町補助金 200 万円を 436 万 7,000 円に増額するものです。

委員から「不採択の理由、町補助金増額支出の手続きなどについて」の質問に対して、「道補助金の採択要件が今年度の採択基準を満たしていなかった。不採択通知は 4 月 15 日。審議会に諮った。」との答弁がありました。

委員から「不採択の確定後、早急に補正すべきである。」との意見がありました。

次に 11 ページ、項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 17 公有財産購入費が 533 万円計上さ

れております。珊瑚の民有林…森林組合所有です…127,207 m²、立木材積 549.735 m³を購入するものです。

委員から「購入単価、今後の購入計画などについて」の質問に対して、「土地が 1 m²/9 円、人工林の針葉樹が 1 m³/5,576 円、天然林白樺が 1 m³/4,654 円で、市況単価を参考にした。森林組合からの購入は総合計画に基づいて購入するが、町有林と隣接している山林である。私有林は購入する考えはない。当初、溪和の民有林…これも森林組合所有…も購入予定であったが、10 月の低気圧被害により、購入は被害木処理後になる予定である。」との答弁がありました。

次に 14 ページ、項 3 町有林野管理費、目 2 撫育造成費、節 13 委託料として、減額 1,600 万円が計上されております。事業費確定に伴う減額です。

款 6 商工労働費、項 1 商工費、目 4 環境未来都市推進費、節 19 負担金、補助及び交付金として、快適住まいづくり促進のための補助金 241 万円が計上されています。実績及び見込みによる増額で、中古住宅購入、解体の増に伴うものです。

次に 15 ページ、目 5 集落創生推進費、節 7 賃金 360 万円、節 16 原材料費 138 万円など、特用林産物栽培研究事業に係る経費 1,000 万円が計上されています。ハウス 2 棟増設に伴う事業費の増によるものです。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁河川費、目 1 道路橋梁河川費、節 11 需用費 100 万円が計上されています。除雪車の修繕料です。節 13 委託料として関係分 400 万円が計上されています。市街地と堆雪場の排雪を 1 回増やすものです。

なお、歳入の説明については、意見がありませんでした。

以上、審査を行った結果、総務産業常任委員会として次の意見を付します。

一つ、末広ファミリーパーク整備事業は非適債…起債に該当ならなかったということです。今後、各事業の財源充当、起債計画については、確実な計画、裏付けの下で予算措置を行い、事業を執行すること。

一つ、森林管理署旧職員官舎等取得と改修及び利活用に当たっては、町民へ十分な説明を行い、町民の理解が十分得られるように努めること。

一つ、子宮頸がんワクチン医療給付金支給については、趣旨は十分理解できることから、予算執行の先行は了とするが、支給の制度設計に当たっては、国の動きや有識者の意見などを踏まえ、遡及時期などについても再考し、要綱は住民の権利義務に関する性質を有しないもので、行政機関の内部規律であることから、条例を制定すべきである。

一つ、快適住まいづくり促進事業は平成 23 年度から実施し、これまでの事業費が 7 億 4,500 万円、補助金が約 1 億 4,200 万円となっており、快適な住環境整備が図られるとともに、地域経済にも効果を及ぼしております。本年度をもって制度は時限切れとなるが、住民要望と地域実情を踏まえ、平成 28 年度からの新たな制度導入について検証すること。

以上、意見を付し「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 非常に変則なんです、一つの委員会で出した結論に対して所属する委員が質問するというのはおかしいんですが、私の聞き違いかどうか確認する意味で委員長にお尋ねいたしますが、先ほどの議案の地方債補正の中で、ファミリーパークの整備事業債を2,160万円というふうに口頭で報告したように記憶できるんですが、それは定住促進団地整備事業債の方であって、もしかすると勘違いではないかと思うんですが、ご確認をさせてください。

○議長（木下一己君） 7 番 春日委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 私の報告が間違いでございました。1,650万円でございます。訂正させていただきます。

○議長（木下一己君） 委員長から訂正発言がございました。
ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） ないようですので、これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第6号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第8号「平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けた、議案第8号 平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第2回目の補正予算で、「介護保険事業勘定」は歳入、歳出ともに104万円を追加し、予算総額4億5,396万円とし、「介護サービス事業勘定」は歳入、歳出ともに113万円を減額し、予算総額3億4,332万円とするものです。

今回の補正は、介護予防事業、包括的支援事業及び介護用品給付の増加に伴うものです。審査に当たり、所管課長などから概要説明と詳細説明を受けました。その内容について報告します。

まず、「介護保険事業勘定」です。

事項別明細書27ページ歳出です。

款3地域支援事業費、項1地域支援事業費、目2包括的支援等事業費、節9旅費19万円、節19負担金、補助及び交付金5万円、節20扶助費80万円が計上されております。

認知症サポート医の養成、介護用品の給付増加（紙おむつ、尿パットなど）などの包括的支援事業に係るもので、財源充当は一般会計からの繰入金です。

次に「介護サービス事業勘定」です。

事項別明細書30ページ歳出です。

款5施設整備費、項1施設整備費、目1施設整備費、節15工事請負費、減額113万円が計上されております。デイサービスセンター改修等工事費確定に伴う減額です。財源充当は一般会計からの繰入金です。

以上、補正予算概要書、事項別明細書に基づく説明のもとに審査を行った結果、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げます、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第4 議案第10号「平成27年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けた、議案第10号 平成27年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第2回目の補正予算で、歳入、歳出ともに6万円を追加し、予算総額6,159万円とするものです。

今回の補正は、額の確定によるものです。

審査に当たり、所管課長などから概要説明、詳細説明を受けました。その内容等について報告します。

事項別明細書38ページ歳出です。

款2納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金、補助及び交付金6万円が計上されております。広域連合事務費負担金減額が35万円、保険料等負担金41万円を増額するもので、財源充当は一般会計からの繰入金です。

以上、補正予算概要書、事項別明細書に基づく説明のもとに審査を行った結果、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 10 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 5 議案第 11 号「平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けた、議案第 11 号 平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第 2 回目の補正予算で、収益的支出において、病院事業費用を 570 万円追加し、支出総額を 5 億 6,946 万円とするものです。

今回の補正は、医師派遣委託料等と収入調定の減額等に伴うものです。

審査に当たり、事務長などから概要説明、詳細説明を受けました。その内容と質疑、答弁等について報告します。

補正予算説明書 42 ページです。

款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 3 経費、節 報償費 10 万円が計上されております。

財務諸表など公益企業会計処理の 1 月からの指導謝礼です。

委託料 89 万円が計上されております。8 月以降、第 3 土・日の宿日直医師…旭川からの派遣でございますが…の派遣委託に伴う経費です。

項 3 特別損失、目 1 過年度損益修正額、節 過年度損益修正損 471 万円が計上されております。法改正に伴う過年度損益修正損です。

次に 43 ページです。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 資産購入費、節 器械備品購入費 134 万円が計

上されております。生化学自動分析装置のリース器械備品購入費です。

以上、補正予算概要書、説明書に基づく説明のもとに審査を行った結果、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 11 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 11 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 6 発議第 1 号「下川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提案者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 1 号 下川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本条例につきましても、定住自立圏構想形成協定の締結のほか、地方自治法の改正に伴い、平成 23 年 8 月 1 日から市町村基本構想の策定義務が廃止されたことに伴い、議会の議決事項に基本構想に係る条項を規定しています。

本年度、第 5 期下川町総合計画後期実行計画の策定作業が進められていますが、平成 20 年 7 月に「環境モデル都市」に認定されて以来、森林活用を中心とした低炭素社会を目指す小規模自治体として、地域産業の振興を図るために積極的な事業展開を行ってきているところです。

持続可能な地域社会実現のため、地域の特色や地域資源をいかし、住民に身近な施策を幅広く盛り込み実施することが期待されています。議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、議会といたしましても、総合計画基本構想に加え、基本計画の策定においても積極的に関与し、実効性のあるものにするため、条例を改正するものであります。なお、基本計画の変更につきましては、従前同様の報告とするものとします。

改正内容につきましては、条例第 2 条第 2 号の「基本構想」の次に「基本計画」を加えるものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成 27 年第 4 回下川町議会定例会を閉会いたします。